

# 【資料編】

## 忠岡町教育大綱

平成28年2月26日策定

### 教育の基本方針

『小さくてもキラリと光る忠岡町』の実現に向け、本町への「誇り」と将来への「夢」と「志」を持った子どもたちの育成に努めます。また、生きがいを持って生涯学び続ける心身ともに健康な町民の育成に努めます。

#### 1. 就学前教育の充実に努めます

- ① 就学前の子どもたちの健やかな育成のための質の高い教育、保育に努めます。
- ② 子育て支援の充実にめざし、幼・保の一元化を推進します。

#### 2. 保護者や地域に信頼される学校づくりに努めます

- ① 基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、自ら学ぶ姿勢や意欲を育てる学習指導を推進します。
- ② あらゆる教育活動を通じて、豊かな人間性や社会性を育む道徳教育と人権に対する正しい理解や感覚を向上させる人権教育を推進します。
- ③ 児童・生徒の体力向上のための取組みを充実させるとともに、学校と家庭が連携しての児童・生徒の基本的な生活習慣の定着に努めます。
- ④ 児童・生徒の栄養補完や子育て支援を図るため、安心・安全な給食を提供します。また、学校給食を通して食に関する指導を充実します。

#### 3. 学校外の子どもたちの学びを支援します

- ① 世界に羽ばたく人材を育成するため、子どもたちに英語にふれあえる機会を提供します。
- ② 学校外で子どもたちが基礎的・基本的な学力の定着を図れる機会を提供します。

#### 4. 家庭や地域の教育力向上を支援します

- ① 子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着やしつけ、豊かな情操を培うため、家庭の教育力向上を支援します。
- ② 関係の諸機関、諸団体と連携して地域とともに子どもたちの健やかな成長に努めます。

#### 5. 生涯学習、生涯スポーツ等の充実に努めます

- ① 町民一人ひとりが、生涯にわたって自らの興味や関心に基づき、さまざまな学習活動に取り組めるよう、学習機会や情報の提供を図ります。
- ② 多くの町民がスポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加できるように努めます。

# 忠岡町教育基本方針（平成31年度学校園における指導の方針）

## これからの忠岡の教育

### (1) 子ども像 「未来を拓く心豊かな子」

- 未来に夢や希望を持ち、自ら考え判断し、自らの言動に責任を持って行動できる。
- あたたかい人間愛の精神にあふれ、感謝と思いやりの心で行動ができる。
- 生涯をとおして自ら学び続ける力が身に付いている。

### (2) 教育像 「子どもを大切にしたい豊かな人間性と創造性をはぐくむ教育」

一人ひとりを大切にしたい個に応じた指導・支援により、子どもが確かな学力を身に付け、豊かな人間性と創造性をはぐくみ、学ぶことの喜び、発見することの感動等を味わうことができる教育活動を展開する。

### (3) 学校像 「あいさつがひびき合う学校」

「ともに学び、ともに育つ学校」

「地域に信頼される開かれた学校園づくり」

学校は、安全で楽しい場所であり、そこに通う子どもたちが笑顔で言葉を交わし、人間関係を深める空間であり、どの子もかけがえのない一人の人間として存在感を味わい、また、互いを尊重することを学び、自己実現の喜びを感じることができる場でなければならない。

また、学校は家庭・地域としっかりと連携し子育てをすすめるために、家庭や地域と協働し、学校の理念や教育活動の現状について情報を発信しなければならない。そして、家庭や地域、関係機関の意見を積極的に学校経営の改善に生かすよう努める。

### (4) 教職員像 「子どもとともに輝く教職員」

- 広い視野を持ち、教職員として使命感と自覚に基づき、職務を遂行し、子ども・保護者・地域との信頼関係を構築することができる。
- わかる授業をすすめる専門的知識・技能や指導力を持ち、各学校の教育目標の具現化に努める。
- 人間の成長・発達への深い理解と教育的愛情をもち、子どもから学び、子どもを思いやることができる。
- 人権に関する深い識見と知識に基づいた実践力をもち、人権教育を推進する。

## 子どもに付けたい力

### 幼稚園

幼稚園においては、家庭との連携を図りながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、遊びを通して「生きる力」の基礎を育成することが大切である。

- あいさつができる
- 自分のことが自分でできる
- 友だちとなかよく遊ぶことができる
- 多様な体験を通じて、身近な事象への興味・関心を持つことができる。

### 小学校

小学校においては、児童の生きる力をはぐくむため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、自ら学び自ら考える力の育成を図る。また、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。そのためにも、家庭や地域社会との連携を図り、様々な体験活動を通して豊かな心の育成を推進することが大切である。

- あいさつ等を通して、人とのかかわりを結ぶことができる
- 善悪の判断ができ、進んでよりよい行動をとることができる。
- 自分の思いを相手に伝え、相手の思いも大切にできる。
- 自ら学び自ら考えることができる。

### 中学校

中学校においては、生徒の生きる力をはぐくむため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。また、生徒が家庭や地域社会との関わりを見つめ直し、人間としての生き方について自覚を深めることができるよう、様々な体験活動を通して豊かな心の育成を推進することが大切である。

- 相手の考えを理解するとともに、自分の考えも豊かに表現できる。
- 集団や社会の一員としての自覚と責任をもち、自他共に尊重した行動をすることができる。
- 自ら学び自ら考え、将来へのめあてをもって生き抜くことができる。

# 1 学力向上への取組み

「全国学力・学習状況調査」等の結果を受け、次の2点を指導の重点項目とする。

## 【忠岡町重点目標】

1. 「授業の構造化」を通し、授業改善を図る
2. 自学・自習を進めることにより、家庭での学習習慣を確立する

## 〈1〉各学校における特色づくり及び学習内容の充実

- (1) 個に応じた指導を通して、「確かな学力」の育成を図るため、学年ごとの到達目標や評価規準を明確にし、児童・生徒の学習状況を詳細に把握、分析し、その成果と課題に即した取組みを着実に進めるように努めること。  
「全国学力・学習状況調査」等に関する調査の結果等を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を發揮しようとする態度を養うこと。  
また、その学力向上策や取組み、効果については積極的に公表するよう努めること。
- (2) 新学習指導要領の全面実施に向けた移行措置の趣旨や内容等を十分理解するとともに、確実に実施すること。
- (3) 学校教育計画を立てるに当たっては、自校の特色を踏まえた教育目標を具体的に設定し、教育効果を高めるため、指導と評価の一体化を図るとともに、目標に準拠した評価の適切な実施を図ること。また、その際、児童・生徒の成長の様子が十分に伝わるよう保護者、地域等に対し学校教育計画やその達成状況について積極的に情報提供するよう努めること。
- (4) 教育課程の編成については、学習指導要領に則して適正に行うこと。その際、各校の特色を踏まえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に必要な教育内容を教科等横断的な視点で組み立てること。また実施に当たっては、「確かな学力」の育成と主体的・対話的で深い学びの実現から、個に応じた教育を一層推進するとともに、その実施状況を評価し、改善を図っていくこと。
- (5) 児童・生徒の実態や指導のそれぞれの場面に応じて、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導など、個に応じた指導の工夫・改善に努めること。少人数指導については、配置の趣旨を十分踏まえた活用を行い、

児童・生徒の学習達成度を把握し、効果検証に努めるとともに、その結果をいかし、指導方法の工夫改善を図ること。

- (6) 児童・生徒一人ひとりの心に響く取組みを行うために、日常の児童・生徒の様子  
の観察や本人・保護者とのコミュニケーション等を通して状況を把握し、教職員間  
での情報共有を図ること。また、全教職員が、正しい子ども理解と児童・生徒との  
信頼関係に基づく、一致協力した指導体制を築くことで、組織的に対応すること。
- (7) 学校教育の活性化を図り、多様な体験活動をとおして「生きる力」をはぐくむた  
めに、優れた知識・技能と社会経験を持つ学校外の地域人材等を積極的に活用し、  
地域の教育力を有効に生かすこと。
- (8) 「総合的な学習の時間」については、探究的な学習を重視するとともに、教科等  
横断的な視点で時候の教育目標と関連付けた計画を作成すること。
- (9) 小学校中学年では外国語（英語）の音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的  
な活動を充実させ、「聞くこと」「話すこと」を通して、外国語（英語）で自分の考  
えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養うこと。  
また、高学年では、「聞くこと」「話すこと」に加え、「読むこと」「書くこと」を  
通して、外国語（英語）で自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的  
な力を養うこと。
- (10) 中学校外国語（英語）教育については、小学校の内容を踏まえた上で、「CAN-DO  
リスト」等の明確な達成目標のもと、4技能をバランスよく指導するとともに、外  
国語（英語）を実際に活用する場面を設定し、互いの考えや気持ちなどを外国語（英  
語）で即興的に伝え合う対話的な言語活動を行い、主体的にコミュニケーションを  
図ることができるよう指導すること。その際、授業は英語で行うことを基本とする。
- (11) 中学校の保健体育における体育分野について、特に「武道」の指導に当たっては、  
生徒の技能の段階に応じた指導をするとともに、施設や用具等の安全点検を行うな  
ど練習環境に配慮すること。
- (12) 教員のICT活用指導力を向上させ、授業でICTを積極的に活用し、「確かな  
学力」を育むよう指導すること。また、児童・生徒の情報活用能力（情報リテラシ  
ー）を育成すること。
- (13) 「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、子どもへの読み聞か  
せや、本と出会う機会の拡充に努め、発達段階に応じた子どもの読書環境を整える  
こと。学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）を積極的に活用し、さらなる学校  
図書館の機能強化をはかること。

## 〈2〉校種間の連携強化

- (14) 幼稚園・小学校・中学校など異なる校種間での学校園行事や幼児・児童・生徒間の交流、指導方法の工夫・改善等について教職員の連携を図ること。
- (15) 義務教育9年間の育ちを見通した教育課程の編成、並びに指導計画の立案及び実施を図ること。その際、教員相互の協働関係が構築できるように努めること。  
また、これまで小・中学校個別に定められていた目標を、義務教育全体の目標として定めた学校教育法の趣旨を踏まえ、一層、小・中学校間の連携を推進すること。
- (16) 異なる校種間において、個人情報保護等の観点に留意しつつ、生徒指導や学習指導の深化・充実につながるような連携を深めること。
- (17) 児童が安心して小学校に入学し、安定した学校生活の中で、基本的な生活習慣をみにつけ、確かな学力や豊かな心・社会性をはぐくむことができるよう、保育所や幼稚園と小学校の連携を一層促進すること。

## 〈3〉幼児教育の充実

- (18) 幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼児期から児童期、青年期へと続く子どもの発達を見通し、子どもの豊かな心や生きる力の基礎を培うため、基本的人権の尊重を基盤として、地域の実態や幼児の成長発達に即した教育を推進すること。
- (19) 幼稚園教育要領に基づく教育内容の充実に努め、保育所、小学校等との交流や連携に積極的に取り組むこと。  
また、集団の中での人間的なふれあいによる園児の成長を促進し、3年間を見通した教育課程の編成及び指導計画の立案・実施を図ること。
- (20) 幼稚園における遊びを中心とした総合的な指導が小学校での指導に一貫性を持ってつながるよう、交流の充実を図ること。
- (21) 幼稚園と保育所は同じ地域の就学前の幼児を教育する立場から、互いに意見・情報を交換することによって保育内容の相互理解を図るよう努めること。
- (22) 小・中学校と連携し、また、巡回相談等を活用しつつ、支援の必要な教育的ニーズを持つ幼児への支援について情報を共有化し、幼児教育段階での適切な支援を充実すること。

## 2 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

### 〈1〉心の教育の充実

(23) 児童・生徒の豊かな人間性をはぐくむために、「道徳科」を要とし、各教科、総合的な学習の時間、特別活動、生徒指導などとの関連を図りながら、計画的、発展的に道徳教育を実施し、充実を図ること。

また、教職員と児童・生徒及び児童・生徒相互の人間関係を深めるとともに、「道徳科」の授業公開や地域の人々の参画などによって、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して児童・生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮すること。

(24) 学校が一体となって道徳教育を進めるため、道徳教育推進教師を位置付け、全教員が参画する体制を具体化すること。

また、「道徳科」と各教科、特別活動及び総合的な学習の時間との関連を踏まえた道徳教育の全体計画及び「道徳科」の年間指導計画については、校長の方針のもと、道徳教育推進教師を中心に、全教職員による共通理解のもとで作成すること。作成に当たっては、児童・生徒や地域の実態、学校の特色等を考慮し、重点事項を定め、各教科等との関連を図ること。

(25) 道徳教育の指導に当たっては、児童・生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己や人間としての生き方について考えを深める学習を行うよう指導すること。その際、問題解決的な学習や体験的な学習などを通して、様々な場面において、適切な行為を主体的に選択し、実践できるような資質・能力を育てるように努めること。

(26) 児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し指導に生かすよう努めること。また、各校においては、児童・生徒の成長を認め励ます個人内評価を行うこと。

### 〈2〉人権尊重の教育の推進

(27) これまでの同和教育の経験や成果を生かし、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて校内組織体制を整備して人権教育を推進するとともに、生徒指導等において支援を要する幼児・児童・生徒に対して人権尊重の視点に立って、関係機関や専門家とも連携し、組織的な指導に努めること。

あわせて、すべての教職員が、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を身に付けるための研修を組織的・計画的に進めること。

また、幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むこと。

- (28) 児童虐待の防止に当っては、教職員一人ひとりが平素から学校の教育活動や家庭訪問を通して、幼児、児童、生徒や家族への関わりを深め、早期発見に努めること。虐待を発見した場合やその疑いがある場合には、子ども家庭センターまたは忠岡町子ども支援ネットワークへ速やかに通告し、連携をとりながら対応すること。その際、学校として組織的に対応するとともに継続的な連携を図ること。
- (29) 児童虐待を受けた、または受けたと思われる子どもが安心して学校生活を送れるよう、教職員間での情報共有を行うとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や福祉機関と連携して、継続的な支援に努めること。
- (30) 進学・転学の際の学校間の情報共有については、ケース会議の開催等により、伝達する内容に漏れがないよう整理した上で、対面・電話連絡・文書等による学校間での引継ぎを行うこと。その際、引き継ぐ情報については、個人情報保護に十分に配慮すること。
- (31) 差別事象等の人権侵害が生じた場合には、教育委員会と速やかに連携を図り、機を逸することなく学校として組織的に対応すること。その際、差別等を受けた幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、あわせて、関係した幼児・児童・生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決には最大の努力を払うこと。  
また、校長を中心とした人権侵害を許さない学校体制づくりに努めること。
- (32) 学校・家庭・地域との連携を図りながら、PTA活動等においても、人権意識の高揚に努めること。

### 〈3〉障がいのある子ども一人ひとりの自立の支援

- (33) 障がいのある児童・生徒等一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導及び必要な支援が効果的に行われるよう、校内委員会の適切な運営等、各学校園等における総合的な支援体制の整備・充実をより一層図ること。「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）」を踏まえ、合理的配慮について適切に対応すること。
- (34) 各学校園では、全校的な協力体制のもと、発達障がいのある幼児・児童・生徒に対する正しい理解を深めるとともに、適切な指導及び必要な支援が効果的に行われ



るよう、教育活動を展開すること。

(35) 各学校では支援学級と通常学級の交流の場を積極的に設け、児童・生徒の相互理解を推進すること。また、幼稚園・小学校・中学校との連携を進め、好ましい人間関係の育成に努めるとともに、支援学校等との交流連携も推進すること。

(36) 各学校園において、障がいのあるすべての幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や、乳幼児期から学校卒業後までを見通した一貫した支援が組織的、計画的に行われるよう、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、活用すること。

作成・活用之际には、本人や保護者の参画のもと、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に向け、校内で共有を図るとともに、校種間はもとより医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を図ること。

なお、作成については、支援学級に在籍する児童・生徒や通級による指導を受ける児童・生徒の全員について「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成すること。また、通級による指導を受けていない通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒の指導に当たっては、作成・活用するように努めること。

(37) 幼児・児童・生徒の発達段階の連続性を踏まえた指導・支援が適切に引き継がれるよう、日頃から校種間や関係機関における連携を深め、「個別の教育支援計画」の引継ぎが確実にされるよう努めること。

(38) 通常の学級には発達障がい等支援を必要とする児童・生徒が在籍していることを前提に、全ての教科等において困難さに対する指導の工夫の意図や手立てを明確にした指導・支援の充実を図ること。

あわせて、ユニバーサルデザインによる授業づくりや集団づくりの取組みを学校全体で積極的に進めるとともに、支援教育コーディネーターを活用し、組織的に教育活動を展開すること。

(39) 支援教育コーディネーターをはじめ、幼稚園・小学校・中学校の支援学級担当者等を中心に各学校園が連携し、相互に研鑽を深めながら、より充実した支援教育の実施に努めること。

(40) 卒業後の進路については、高等学校や支援学校に加え、知的障がいのある生徒が高等学校で学ぶ「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」や「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校」等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分伝わるよう、できるだけ早い時期から、様々な機会を通じて、適切な説明や情報提供に努めること。

## 〈4〉生徒指導の充実

- (41) 増加傾向にある携帯電話等でのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や無料通話アプリ等を介したネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み等の課題解決に対しては、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動等を行うよう指導するとともに、必要に応じて「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」と連携し対応すること。
- (42) 携帯電話等への依存からの脱却を図るため、小・中学校への児童・生徒の携帯電話等の持ち込みについては原則禁止とすること。ただし、児童・生徒の登下校時における安全の観点等特別やむを得ない事情から、保護者より申請があり、校長が携帯電話等の学校への持ち込みを必要と認める場合は、教育活動に支障が出ないように工夫すること。  
さらに、家庭でのルールづくり等、保護者への啓発及び被害・加害から児童・生徒を守るための支援体制の確立を行うとともに、児童・生徒に携帯電話等の有用性・危険性を理解させるとともに、正しくネットを使い、適切な使用時間を守るなど、自ら対処できるよう指導すること。
- (43) いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒が自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題である。学校においては「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）や「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定、平成29年3月改訂）、「忠岡町いじめ防止基本方針」（平成31年1月策定）の趣旨を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識すること。また生徒指導体制の充実を図りその防止に努め、学校のあらゆる教育活動を通して、社会生活を営む上での倫理観や規範意識・ルールなどを確実に身に付け、児童・生徒自らが課題を解決するための問題解決力の育成を図るため、全校的な生徒指導体制の確立に努めること。  
さらに、いじめが生じた際には、「いじめは絶対許されない」との強い決意のもと対応するとともに、いじめられた児童・生徒の立場に立ち適切に対応すること。いじめを認知した際は、組織的な対応により確実な解決を図るよう努めるとともに、町教育委員会に直ちに報告すること。
- (44) 問題行動や少年非行の未然防止及び早期発見、早期解決を図るため、全教職員が一致協力した生徒指導体制の確立に努めること。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、教育相談機能の充実を図るとともに小・中学校間をはじめ、子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター等の関係機関を含めたケース会議を実施するなど連携を図り、多面的、総合的に取り組むこと。

- (45) すべての児童・生徒が元気に登校できるように、子どもや家庭についての理解を深め、実態に合わせた適切な支援を行うこと。そのため、各ボランティア等を含めた機動的で組織的な幼・小・中連携を積極的に進めつつ、各学校での校内支援体制を充実させること。

## 〈5〉進路指導・キャリア教育の充実

- (46) 進路指導に当たっては、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身につけることができるよう、指導・援助すること。

- (47) 高等学校等への進学指導は、合同説明会や体験入学などへ参加するように指導するとともに、高等学校等の特色などについての情報を生徒・保護者へ積極的に提供するなどして、生徒が将来を展望し、主体的に進路選択できるよう支援する観点で行うこと。

また、府内における公立高等学校入学者選抜制度の変更、府立高等学校の特色づくり、高等学校再編整備の状況、高等学校の授業料無償化に係る法律の改正、厳しい就職状況等、中学校卒業時の進路選択に係る状況が大きく変化していることから、進学や就職に関する情報の収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図ること。

- (48) 児童・生徒が、目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的に自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるよう、キャリア教育の充実を図ること。

- (49) 幼児期の教育から高等学校教育への連続性も視野に入れ推進するとともに、教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させること。

- (50) 児童・生徒が自信や自己有用感を持ち、自らの生き方についての夢や希望を育むこと。

- (51) 教職員が考えるキャリア教育で育みたい力を児童・生徒が理解し、自分の成長や変容を自己評価するための振り返る活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。職場体験の取組みを実施する際は、働くことの意義や目的の理解を深め、進んで働くこととする意欲や態度などを育成するよう指導すること。

- (52) 生徒が家庭事情や経済的理由による進学を断念することなく、自らの能力や適正等にあった進路を主体的に選択できるよう、教職員自らが奨学金制度等の理解に努

め、進路指導の充実を図ること。

## 〈6〉 国旗・国歌の指導

- (53) 国際化の進展に伴い、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくために、国旗及び国歌を尊重する態度を育てること。
- (54) 入学式や卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱をはじめとし、小学校学習指導要領において、国歌の指導について「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定められていることを踏まえ、いずれの学年においても音楽の年間指導計画に位置付け、適切に指導すること。

## 3 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり

### 〈1〉 子どもの安全確保及び 危機管理体制の充実

- (55) 子どもの命が脅かされる事象が生起していることを踏まえ、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等において必要な措置を講じ、学校園内外における幼児・児童・生徒の安全確保及び学校園の安全管理に努めること。
- (56) 学校教育活動全体を通して安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、感染症・食中毒の予防及び熱中症・アナフィラキシーショック等の事故防止に努めるとともに、屋外での活動中における集中豪雨、落雷等の自然災害に十分に注意し、万一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整えること。  
加えて、教職員の連絡・配備体制について日頃から周知徹底を図るとともに、災害及び万一の事件・事故が発生した場合、教職員としての自覚のもと、的確に行動できるための学校独自の危機管理マニュアルの見直しや様々な事態を想定した実践的な訓練を行うこと。  
また、万一の心肺停止に備え、すべての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えること。
- (57) 安全管理についての点検や暴漢等の侵入者に対する連絡・配備体制を確立し、幼児・児童・生徒の安全確保に努めるとともに、学校園の防犯対策のための施設・設備の整備に努めること。
- (58) 6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として、幼児・児童・生徒の安全確保に向けた取組みを点検し、その強化を

図ること。

- (59) 保護者や学校支援のボランティア、地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体となった幼児・児童・生徒の安全確保のための方策を講じるよう努めること。  
また、地域と連携しながら「安全マップ」を作成するなど、幼児・児童・生徒が危機回避能力を身につける取組みを進めること。
- (60) 警察等と連携して「防犯教室」を開催するなど、幼児・児童・生徒の啓発に努めること。
- (61) 学校給食の安全・衛生管理体制の徹底を図ること。
- (62) 食物アレルギー等を有する児童・生徒等に対しては、校内において、校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医ならびに消防署との連携を図りつつ、可能な限り、個々の児童・生徒等の状況に応じた対応に努めること。

## 〈2〉健康教育の充実と体力づくりの推進

- (63) 学校の教育活動全体を通じて、健康教育、体力づくりに組織的・計画的に取り組むとともに、家庭や地域との連携を図ること。また、学校保健委員会を組織し活性化を図ること。
- (64) 子どもの体力が低水準で推移していることから、体を動かす時間を多く確保し、各学校の状況や子どもの実態に応じ、学校全体で体を動かす時間を設定するなどの工夫をすること。
- (65) 各学校において、家庭と十分連携して、調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠といった「健康3原則」の理念に基づき、児童・生徒等が自ら健康を保持増進していくことができる実践力を身に付けるための健康教育を充実すること。
- (66) 食に関する指導に当たっては、「食に関する指導の手引」等を参考に、推進する組織を明確にするなど、各学校で食に関する指導の全体計画及び年間指導計画を作成し、学校教育全体を通して実施すること。その際、学校・家庭・地域が連携した取組みを推進するとともに、全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度の育成に努めること。
- (67) 学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。

- (68) 熱中症予防については、こまめに水分や塩分を補給し、休息を取るとともに、児童・生徒への健康観察など健康管理を徹底すること。その際、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考とし、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応すること。

## 4 学校運営体制の確立と教職員の資質向上

### 〈1〉 学校運営体制の確立と開かれた学校づくり

- (69) 校長は学校の将来像を描き、そのための経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有化を図り、校内各組織の活性化に努め、授業をはじめ学校の教育活動全般にわたり現状を把握し、学校運営における組織的な取組みを推進すること。学校のめざす目標等について保護者等に積極的に発信するとともに、機動的な学校運営体制の構築については、課題に対し適切かつ迅速に対処できるよう、府の制度等を有効に活用すること。
- (70) 校長がリーダーシップを発揮し、地域連携や情報公開、情報管理、危機管理等の新たな課題に対応して、担当者を校務分掌に位置付けるなど、校内組織体制の見直しを図ること。また、教職員が児童・生徒に対する指導の時間をより一層確保する観点から、機能的な学校運営に努めること。
- (71) 学校で作成される様々な文書や個人情報について、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、電子情報も含めた公文書の適切な情報管理及び個人情報の保護のために組織的に取り組むこと。また、個人情報の適切な取り扱い、管理・保管についての研修を深め、個人情報の保護の重要性について教職員一人ひとりの意識の向上を図ること。
- (72) 学校教育自己診断と学校協議会等に関連させて学校運営の改善に積極的に活用するとともに、学校教育自己診断の結果や学校協議会等の協議内容等について、学校便り等により積極的に情報発信すること。
- (73) 地域の特色を生かし、学校・家庭・地域が協働の関係をめざしながら、すこやかネット等地域社会をあげて子どもの健全育成に向けた取組みを円滑に、より効果的に推進すること。

### 〈2〉 教職員の資質向上及びサービスの徹底

- (74) 教職員は教育に携わる公務員としての責務を自覚し、地域の信頼に応えられるよ

う、児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うとともに、社会の変化に対応するための知識・技能や国際社会で必要とされる資質能力等の向上を図ること。

(75) 校長は、教職員が日々の研究と修養のため、相互に資質を高めあう職場環境づくりに努めるとともに、国や府における新たな動きや学習指導要領の趣旨、各学校における課題等を踏まえ、校内研修の充実を図ること。その際、明確な研修目標の設定及び研修の計画的な実施に特に留意すること。

(76) 初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教員の育成に当たっては、組織的・継続的な育成ができる校内体制づくりに努めること。

その際、学習指導や生徒指導等の指導面のみならず、公教育に携わる者としての資質向上を図ること。また、初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教員の課題に応じ、きめ細やかな教育相談の実施のための指導助言等、適切な個別支援を行うこと。

さらに、今後の社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員の組織的・継続的な育成を図る。

(77) 教員免許更新制について、教職員に理解促進を図り、免許状更新講習の受講漏れが無く、必要な手続きが期日までに確実に行われるよう適切な情報提供及び指示を行うこと。

(78) 教職員は、常に人権意識を持って生徒指導に当たること。特に、いじめは重大な人権侵害事象であることを踏まえ、被害の子どもの立場に立った適切な指導を行うこと。また、教職員間及び幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントについては、重大な人権侵害であるとの認識のもと、その未然防止のための学校体制を確立すること。

万一、セクシュアル・ハラスメントが生じた場合には、被害者の人権・プライバシーを尊重するとともに、二次被害の発生防止に努めること。また、校長は教育委員会と速やかに連携を図り、事象の解決と、被害者の心のケアに努めること。

(79) 体罰は法的に禁じられているばかりでなく、児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないことである。「体罰防止マニュアル（改訂版）」、等を活用しながら研修を行うとともに、児童・生徒の人権に配慮した生徒指導を確立すること。

(80) 「指導が不適切である」と思われる教員の指導力向上のために、教員評価支援チームや府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用すること。

### 〈3〉働き方改革

- (81) 長時間勤務の縮減に向けて、定時退庁に努めるとともに遅くとも午後7時までに全員退庁するものとする「全校一斉退庁日」の少なくとも週1回の設定、及びノークラブデー（部活動休養日）の明確化に取り組むこと。
- (82) 各校の特色や状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組みの促進について適切に対応すること。
- (83) ストレスチェック制度を個人情報及管理及び保護に留意しつつ、適切に実施すること。また、実施に当たっては、本制度の趣旨である「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」について職員に周知徹底するとともに、受検勧奨に努めること。

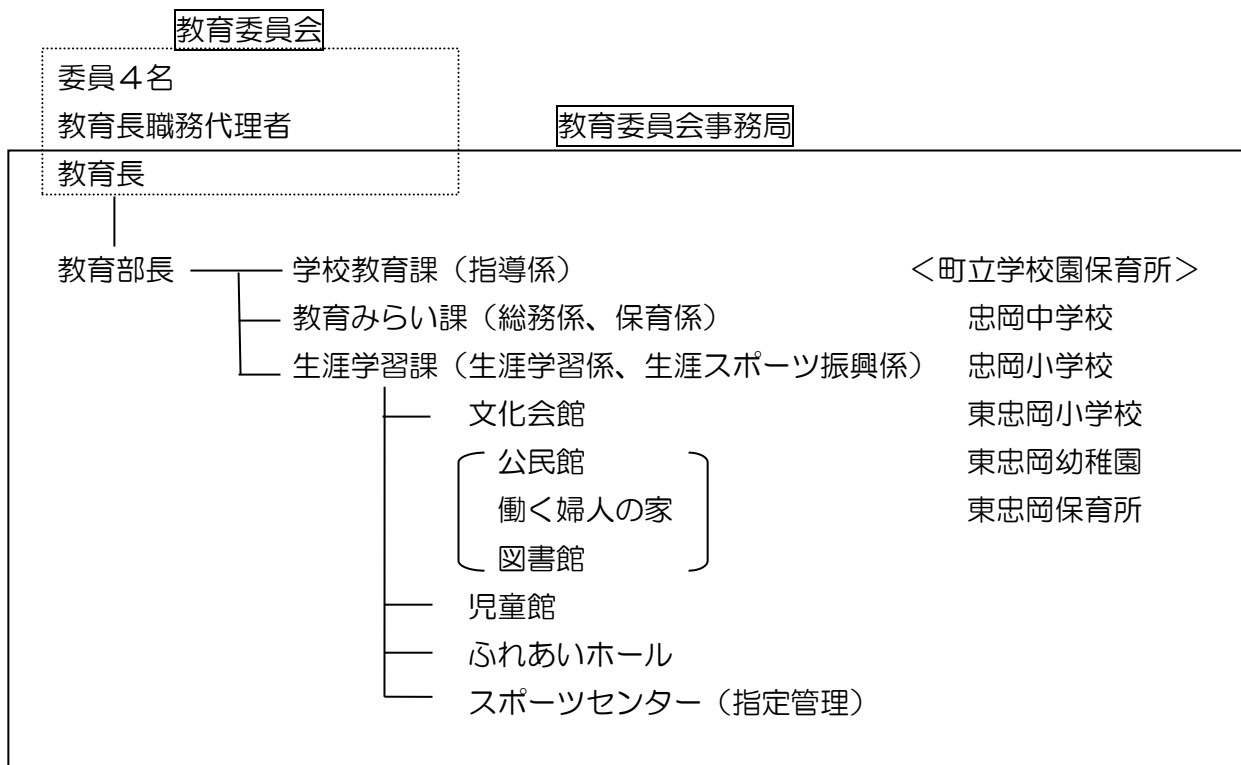
### 〈4〉部活動の在り方

- (84) 「忠岡町立学校における部活動の在り方に関する方針」等に則り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むよう指導すること。



# 教育委員会の組織と事務局

(令和2年4月1日現在)



## 教育委員会事務局事務分掌

教育みらい課

総務係

- ① 学級編制に関すること。
- ② 生徒及び児童の就学に関すること。
- ③ 教科用図書との給与事務に関すること。
- ④ 生徒、児童及び教職員の保健並びに独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
- ⑤ 学校給食に関すること。
- ⑥ 教育統計及び調査に関すること。
- ⑦ 忠岡町教育委員会（以下「委員会」という。）の会議及び委員に関すること。
- ⑧ 委員会の規則の制定及び改廃に関すること。
- ⑨ 委員会に対する請願及び陳情に関すること。
- ⑩ 儀式及び表彰に関すること。
- ⑪ 公告式及び教育の広報に関すること。
- ⑫ 職員（府費負担職員を除く。以下同じ。）の人事及び給与に関すること。
- ⑬ 公印の保管に関すること。
- ⑭ 学校教育機関の設置、廃止及び施設管理並びに整備に関すること。
- ⑮ 教材教具その他の設備整備に関すること。
- ⑯ 学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。
- ⑰ 他の所管に属さないこと。

## 保育係

- ① 保育の実施に関する事。
- ② 町立保育所の管理運営及び保育指導に関する事。
- ③ 民間保育所の運営指導及び保育指導に関する事。
- ④ 民間こども園の運営指導及び教育・保育指導に関する事。
- ⑤ 町立幼稚園の管理運営に関する事。
- ⑥ 町立幼稚園児の就園に関する事。
- ⑦ 就園奨励事業に関する事。
- ⑧ 園児の独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。
- ⑨ 地域の子育て支援に関する事。
- ⑩ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子どものための教育・保育給付に係る支給認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関する事。
- ⑪ 子育て支援施策の調査、企画及び立案並びに子ども・子育て会議に関する事。
- ⑫ 町立幼稚園及び町立保育所の使用料の徴収及び収納に関する事。
- ⑬ 民間こども園及び民間保育所の使用料の徴収及び収納に関する事。
- ⑭ その他就学前教育・保育に関する事。

## 学校教育課

### 指導係

- ① 教職員の人事及び服務に関する事。
- ② 教科用図書及び教材の採択及び取扱いの指導に関する事。
- ③ 学校教育及び幼稚園教育の指導及び助言に関する事。
- ④ 学校教育計画（教育課程、組織及び編成）の指導に関する事。
- ⑤ 学校教育における研究会、研修会等に関する事。
- ⑥ 特別支援教育に関する事。
- ⑦ 学校行事に関する事。
- ⑧ 教職員の指導及び研修に関する事。
- ⑨ 生徒指導に関する事。
- ⑩ 人権尊重の教育の推進に関する事。
- ⑪ キャリア教育・進路指導に関する事。
- ⑫ 学校における健康教育及び安全教育に関する事。
- ⑬ 学校保健・食育に関する事。
- ⑭ 学校体育に関する事。
- ⑮ 学校支援本部事業に関する事。
- ⑯ 教育相談に関する事。
- ⑰ 学校教育についての専門事項に関する事。
- ⑱ その他学校教育指導に関する事。

## 生涯学習課

### 生涯学習係

- ① 生涯学習基本計画に基づく事業の推進及び総合調整に関する事。
- ② 社会教育団体の指導、助言及び連絡調整に関する事。

- ③ 青少年指導員に関する事。
- ④ 文化財保護及び文化、芸能に関する事。
- ⑤ 社会教育資料の刊行及び配布に関する事。
- ⑥ 町史資料の保管に関する事。
- ⑦ 社会同和教育に関する事。
- ⑧ 人権啓発に関する事。
- ⑨ 生涯学習事業に関する事。
- ⑩ 教育コミュニティーづくり推進事業に関する事。
- ⑪ 青少年の育成に関する事。
- ⑫ 放課後児童クラブに関する事
- ⑬ 放課後子ども教室に関する事
- ⑭ 各施設の管理運営に関する事。
- ⑬ その他生涯学習に関する事。

#### 生涯スポーツ振興係

- ① 生涯スポーツ振興基本計画に基づく施策の企画及び推進に関する事。
- ② 生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興に関する事。
- ③ 社会体育関係団体に関する事。
- ④ スポーツ推進委員に関する事。
- ⑤ 学校開放に関する事。
- ⑥ 各種体育施設の管理運営に関する事。
- ⑦ その他スポーツ振興に関する事。

# 忠岡町教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する 点検及び評価のための教育委員会評価委員設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項の規定により、同条第1項の点検及び評価を行うにあたって教育に関し学識を有する者の知見の活用を図るとともに、事務事業の管理及び執行の状況についての透明性の確保と住民への説明責任を果たすため、忠岡町教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価のための教育委員会評価委員（以下「委員」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員は、忠岡町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、前条の点検及び評価を行うにあたり、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員は2人とする。

- 2 委員は、教育に対し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱した年度内とする。
- 4 委員は再任することができる。

(庶務)

第4条 委員の設置に付随する庶務は、教育みらい課において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、教育委員会がこれを別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

# 忠岡町教育委員会事務事業点検・評価実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たしていくことを目的に、忠岡町教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することについて、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、忠岡町総合計画実施計画に掲げる教育委員会の事務事業とし、教育委員会が定めるものとする。

(点検及び評価の方法)

第3条 点検及び評価の方法は、次の方法により行うものとする。

- (1) 必要性、有効性及び効率性の観点から点検・評価を行うものとし、別表第1に定める評価基準表により、自己評価をするものとする。
- (2) 前号の自己評価を踏まえ、別表第2に定める総合評価表から今後の取組みの方向性として妥当であると思われるものを選択し、その理由、今後の方向性ととも示すものとする。

2 教育委員会は、点検及び評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者から評価の方法や結果について、意見を聴取するものとする。

(議会への報告及び公表)

第4条 点検及び評価の結果については、速やかに報告書を作成し、議会に報告するものとする。  
2 公表は、議会報告後に行うものとする。

(委任)

第5条 この要領に規定するもののほか、点検及び評価の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

評価基準	評価の視点	評 価
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町が関与する妥当性はあるか。</li> <li>・町民ニーズはあるか。</li> <li>・時代の変化に適応しているか。</li> </ul>	左記の内容について、5段階で自己評価を行う。
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標どおりの成果がでているか。</li> <li>・他に類似事業はないか。</li> <li>・単位当たりコストは妥当か。</li> </ul>	
効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コスト削減の余地はないか。</li> <li>・負担割合は適正か。</li> <li>・最小の経費で最大の効果を挙げているか。</li> <li>・同種の事務事業を実施している自治体や民間企業と比べて手法は効率的か。</li> </ul>	

別表第2

総合評価	理 由
S：拡 充	十分な事業水準にあり、かつ将来への必要度も高く、今後も拡充が必要
A：継 続	一定の事業水準にあり、今後も更なる効率化を図りつつも、現在の事業水準を維持
B：要検討	事業の必要性はあるが、その手法・執行体制等の課題を整理し検討が必要
C：要改善	課題が明確であり、今後、改善に取り組む必要がある
D：廃 止	事業を廃止（または休止）する